

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

497,796百万円（372,090百万円）

水・大気環境局放射性物質汚染対策担当参事官室

1. 事業の必要性・概要

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質によって環境の汚染が生じ、周辺地域住民の多くが不
便な避難生活、不安な日常生活を強いられている。

本事業では、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響
を速やかに低減させるため、放射性物質汚染対処特措法及び同法に基づいて策定さ
れた基本方針等に即して、

- ① 除染特別地域における生活圏の除染の推進（211,457百万円）
- ② 除染特別地域における除去土壌等の減容化（15,000百万円）
- ③ 除染特別地域における除去土壌等の仮置き（60,218百万円）
- ④ 除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視（113百万円）
- ⑤ 線量が相当高い地域における除染実証事業（6,790百万円）
- ⑥ 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置（202,936百万円）
- ⑦ 正確かつ分かりやすい情報発信（1,165百万円）

等を行う。

2. 事業計画（業務内容）

| 事項 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 |
|---------------------------|-----|-----|--------|--------|--------|
| ① 生活圏における除染 | | ▶ | -----▶ | -----▶ | -----▶ |
| ② 除去土壌等の減容化 | | ▶ | -----▶ | -----▶ | -----▶ |
| ③ 除去土壌等の仮置き | | | | | ▶ |
| ④ 放射線量の監視 | | | | | ▶ |
| ⑤ 線量が相当高い地域における除染 実証事業 | | ▶ | | | |
| ⑥ 地方公共団体に対する財政措置 | | | | | ▶ |
| ⑦ 正確かつ分かりやすい情報発信 | | | | | ▶ |

3. 施策の効果

放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低
減

放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施

497,796百万円(372,090百万円)

目的:放射性物質汚染対処特措法に基づき、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響の速やかな低減

- ①除染特別地域における生活圏の除染の推進(211,457百万円)
- ②除染特別地域における除去土壌等の減容化(15,000百万円)
- ③除染特別地域における除去土壌等の仮置き(60,218百万円)
- ④除染特別地域における除染実施後の放射線量の監視(113百万円)
- ⑤線量が相当高い地域における除染実証事業(6,790百万円)

- ⑥地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置(202,936百万円)

除染特別地域
(警戒区域又は計画的避難区域の11市町村)

◎国による実施

- ⑦正確かつ分かりやすい情報発信(1,165百万円)

◎国によるリスクコミュニケーション

除染実施区域(福島県内)

(平均的な放射線量が $0.23\mu\text{Sv/h}$ 以上の地域 8県101市町村)

- ◎福島県の交付金による実施(市町村、県が実施する場合)
・区域内における除染事業等

- ◎国の補助金による実施(市町村、県が実施する場合)
・除染実施計画策定(改定を含む。)に係る業務 等

除染実施区域(福島県外)

- ◎国の補助金による実施(市町村、県が実施する場合)
・区域内における除染事業等

除染の適正化について

除染手抜き工事の報道(朝日1/4等)

→ 除染適正化推進本部を環境省内に設置

1/18 除染適正化プログラムの決定

- 事業者の施工責任の徹底
- 幅広い管理の仕組みの構築
- 環境省の体制強化